

平成 22 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 日本信号株式会社
代表者名 代表取締役社長 降旗 洋平
(コード番号 6741)
問合せ先責任者 CSR・人材統括部 大賀 仁史
(TEL 03-3217-7200)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 24 日開催予定の第 127 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成 22 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、この基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、公表いたしました。本プランの効力は同日付で生じるものとしましたが、株主の皆様のご意思を確認させていただくため、平成 22 年 6 月 24 日開催予定の第 127 回定時株主総会において本プランの導入に関する議案を株主の皆様にお諮りすることといたします。

つきましては、本プランの導入に関する議案を付議するにあたり、本プランの法的な根拠をより明確にするため、当社定款第 39 条として、株主総会において当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入等を決議することができる旨の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 6 月 24 日（木）
定款変更の効力発生日 平成 22 年 6 月 24 日（木）

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 7 章 買収防衛策</u></p> <p>(買収防衛策の導入等)</p> <p><u>第 39 条 当社の株主総会は、当社の株式の大量取得行為に関する対応策(以下「買収防衛策」という。)の導入、変更、継続及び廃止に関する決議を行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項に定める買収防衛策とは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組みとして事前に定めるもののうち、当社の発行する株式その他の権利の大規模な買付行為等を行おうとする者に対して当社が遵守を求める手続ならびに大規模な買付行為等に関して当社が行う対抗措置の要件、手続、内容等の定めをいう。</u></p> <p><u>3 第 1 項に規定する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

以 上